

令和5年度 札幌市行政評価 外部評価報告書

**令和5年（2023年）11月
札幌市行政評価委員会**

« 目 次 »

第1章 外部評価の概要	- 1 -
1 外部評価の取組	- 1 -
2 評価対象事業の選定	- 1 -
3 評価の流れ	- 3 -
第2章 外部評価の結果と課題提起	- 4 -
1 評価対象事業の概要及び評価結果	- 4 -
2 市が所有する公共施設の評価	- 21 -
行政評価委員会の委員構成	- 25 -
参考資料	- 26 -

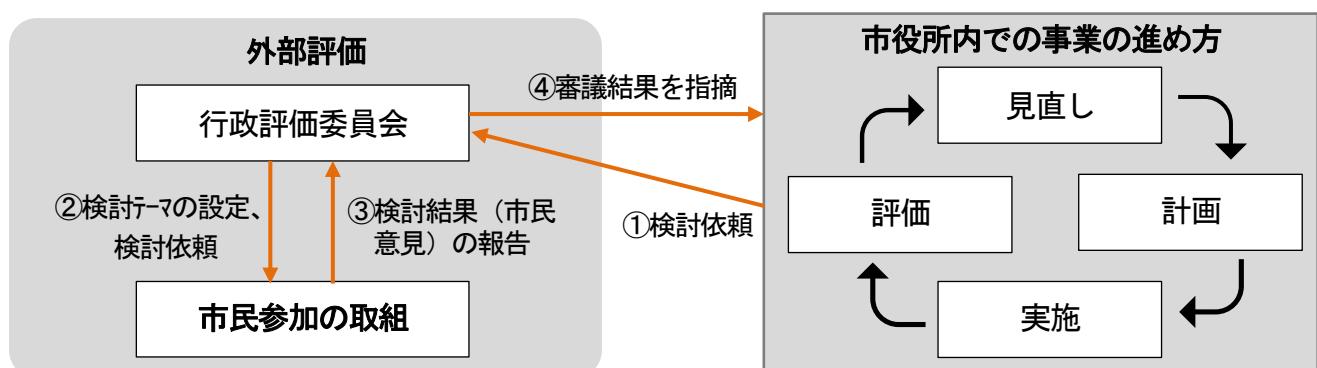
第1章 外部評価の概要

札幌市の行政評価は、札幌市自治基本条例第19条の規定及び札幌市行政評価実施要綱に基づき、事業所管部局が行う内部評価と外部評価の実施により、効率的かつ効果的な行政運営の推進と市政に関する透明性（説明責任）の確保を目的としている。

1 外部評価の取組

外部評価は、市外部の有識者からなる行政評価委員会（以下「委員会」という。）が施策・事業を選定の上、客観的な視点により評価を行う取組である。

例年5月～11月にかけて委員会審議を実施し、翌年度の予算編成や事業の在り方等への検討を促している。併せて、提言した事業群については、2か年にわたり進捗状況のフォローアップも行い、市役所における適切な事業運営を促している。



なお、例年、特に市民目線・市民感覚を踏まえる必要性が高いテーマについては、「市民参加ワークショップ」を実施しているが、令和5年度は、札幌市では、参加者が限定的であるなどの課題を踏まえ、有効な市民参加手法等の在り方を検討中とのことである。このことについては、評価結果をホームページでわかりやすく掲載し、それに対し意見をいただく仕組みを確立するなど、より有効な手法による実践を行っていただくことを期待する。

2 評価対象事業の選定

評価対象事業については、令和4年度の実施分とし、事務局より委員会に対し、以下の視点から見直しが必要であると考えられる事業の提示があった。委員会では、その中から、指標設定の状況や時代背景等から見直しに向けた検討が必要であると思われる事業を、委員全員の合議により決定した。

<視点>

- ① 市民目線・市民感覚で議論することが特に有意義であると考えられること。
- ② 急激に変化する社会生活環境において、未来志向の事業運営が求められること。
- ③ 活動指標、成果指標の設定が不適切であること。
- ④ 活動指標、成果指標の達成度が70%未満であること。
- ⑤ 活動指標、成果指標の達成度が70%以上でも、時代背景等から見直しが必要と考えられること。

【評価対象事業】 8項目・13事業

評価対象事業	主なポイント
	担当部局が異なるが、事業内容が類似であるため、効果的・効率的な事業展開が可能かどうか。
女性活躍・子育て支援関係	男女がともに活躍できる環境づくり応援費 ・活動指標と成果指標の相関関係 ・成果指標の妥当性 ・企業認証制度取得に係る効果分析 ・認証制度を取得した後の企業に対する働きかけ
	女性の多様な働き方支援窓口運営費 ・成果指標の妥当性 ・業務内容は、ニーズに合致しているか。
	父親による子育て推進費 ・他部署の類似事業との連動可能性
交通安全対策関係	交通安全対策費 ・各区交通安全推進委員会の在り方及びボランティアやスクールガードとの関係性
文化振興関係	文化芸術振興費 ・団体への補助金が、市民にとって効果的であると言えるか。
	さっぽろ天神山アートスタジオ運営管理費 ・アーティスト居住支援等事業実施の意義 ・市民とアーティストとの交流頻度
	500m美術館運営費 ・経費に見合った効果の検証状況 ・美術館の他の用途（一部貸出し等）の可能性
福祉関係	区福祉の窓口運営費 ・活動指標の考え方 ・業務の執行内容に関する各区のカウント手法 ・区役所に設置されている他の窓口との役割分担
高齢福祉関係	はり・きゅう・マッサージ施術料助成費 ・健康寿命の延伸という目的に対する成果 ・申請後の利用状況 ・対象設定の考え方
国際交流施設関係	札幌国際交流館 ・行政が本施設を所有し続ける合理的な理由 ・国際交流への貢献度 ・価格設定の妥当性
	札幌留学生交流センター ・行政が本施設を所有し続ける合理的な理由 ・一部の留学生を居住支援することの意義
高齢施設関係	札幌市保養センター駒岡 ・行政が本施設を所有し続ける合理的な理由 ・価格設定の妥当性 ・老人休養ホームとしての意義
観光施設関係	札幌国際ユースホステル ・行政が本施設を所有し続ける合理的な理由 ・施設の設置目的に対する実際の利用状況

3 評価の流れ

委員会では、評価対象事業を選定した後、札幌市が行った自己評価の評価調書等に基づき、事業所管部局へのヒアリング（聞き取り調査）を実施し、取組状況を確認した。

また、今年度は、評価対象事業に係る論点整理を重点的に行ったり、対象となる施設を視察したりするなど、委員会審議の議論を充実させた。

これらの委員会審議やヒアリング、施設視察等を通して論点となった事項等をもとに、委員会の合議により最終的な評価結果をまとめた。

《行政評価委員会の活動経過》

令和5年6月7日 第1回行政評価委員会

- ・前年度の指摘事項に関する事業評価部局での対応状況確認
- ・令和5年度評価対象候補事業の選定

7月3日 第2回行政評価委員会

- ・令和5年度評価対象候補事業の論点整理
- ・令和5年度評価対象事業の決定

7月31日 評価対象となる施設のうち一部の視察

8月4日 外部評価ヒアリング

9月11日 第3回行政評価委員会

- ・令和5年度評価対象事業に係る論点整理、指摘事項案の検討

10月18日 第4回行政評価委員会

- ・令和5年度外部評価報告書（案）の検討

第2章 外部評価の結果と課題提起

1 評価対象事業の概要及び評価結果

(1) 女性活躍・子育て支援関係（男女がともに活躍できる環境づくり応援費、女性の多様な働き方支援窓口運営費、父親による子育て推進費）

女性活躍・子育て支援に関する3事業について、併せて評価を行った。

ア 事業の概要

【男女がともに活躍できる環境づくり応援費概要】

事業名<所管部>	男女がともに活躍できる環境づくり応援費<市) 男女共同参画室> (令和4年度迄の事業名は「さっぽろ女性活躍・働き方改革応援費」)				
施策	—				
事業概要	ワーク・ライフ・バランスや女性活躍に取り組む企業の増加や働きやすい職場環境の整備を目指し、「札幌市ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証制度」を運用（制度広報・企業訪問による周知・アドバイザー派遣）するほか、男女がともに暮らし働きやすい社会を目指し、市民・企業向けのフォーラムの実施や、冊子や動画を活用した普及啓発を行う。				
指標		指 標	R 2 実績	R 3 実績	R 4 目標
	活動指標1	フォーラム等の男性参加率（R4年度指標名変更。R3指標は「さっぽろ女性応援 festa 関連イベント等の男性参加率」）	37.2%	40.2%	40%
	活動指標2	認証取得企業数	609社	764社	860社
	成果指標1	令和3年度は成果指標未設定			
評価対象事業の予算・決算額	令和3年度	指標	R 2 実績	R 3 実績	R 4 目標
		予算額	19,000 千円	令和4年度	予算額
		決算額	17,528 千円	決算額	9,600 千円
		指標	R 2 実績	R 3 実績	R 4 目標
	活動指標1	就職を希望する登録者のうち、就職活動を始めた人の割合（令和4年度からは成果指標として設定）	46.7%	50.3%	—
	指標	R 2 実績	R 3 実績	R 4 目標	
	活動指標1	就職を希望する登録者のうち、就職活動を始めた人の割合（令和4年度からは成果指標として設定）	46.7%	50.3%	—
	指標	R 2 実績	R 3 実績	R 4 目標	
	活動指標1	就職を希望する登録者のうち、就職活動を始めた人の割合（令和4年度からは成果指標として設定）	46.7%	50.3%	—

【女性の多様な働き方支援窓口運営費概要】

事業名<所管部>	女性の多様な働き方支援窓口運営費 <経) 産業振興部>				
施策	誰もが活躍できる社会の実現				
事業概要	札幌エルプラザに女性向け就労支援窓口「ここシェルジュ SAPPORO」を設置し、希望に合った働き方の実現をサポートしている。また、専任カウンセラーによる就労と保育の一体的な相談のほか、セミナーの開催や就職に向けた職場体験等を実施している。				
指標		指 標	R 2 実績	R 3 実績	R 4 目標
	活動指標1	就職を希望する登録者のうち、就職活動を始めた人の割合（令和4年度からは成果指標として設定）	46.7%	50.3%	—

	活動指標2	新規登録者数（令和4年度から設定）	—	524人	1,000人	1,047人
	成果指標1	職場体験参加者のうち、就職に至った人の割合	75%	78.3%	60%	81%
	成果指標2	就職を希望する登録者のうち、就職活動を始めた人の割合 (令和3年度までは活動指標として設定)	46.7%	50.3%	60%	72.5%
評価対象事業の予算・決算額	令和3年度	予算額 決算額	57,000千円 52,619千円	令和4年度	予算額 決算額	58,000千円 57,030千円

【父親による子育て推進費概要】

事業名<所管部>		父親による子育て推進費<子> 子育て支援部>				
施策		子ども・若者を社会全体で育成・支援する環境づくり				
事業概要		各区保育・子育て支援センターを会場として、父親が子どもと一緒に遊んだり、父親同士が子育ての情報共有などを行うきっかけとなるよう父子同室講座開催などを行う。また、父親の子育て参加に関する意識改革・啓発に向けての情報発信等を行う。				
指標		指 標	R 2 実績	R 3 実績	R 4 目標	R 4 実績
	活動指標1	父親同室講座の参加組数（年間累計） (令和4年度指標名変更。令和3年度の指標は「父親のための子育て講座の参加組数」)	—	中止	100組	137組
	成果指標1	令和3年度・令和4年度は成果指標未設定				
評価対象事業の予算・決算額	令和3年度	予算額 決算額	2,000千円 2,014千円	令和4年度	予算額 決算額	2,300千円 2,212千円

イ 評価内容

① 男女がともに活躍できる環境づくり応援費について

3部局の女性活躍・子育て支援関係の事業を評価対象として取り上げたが、本委員会では、このうち、女性活躍推進の主要事業である「男女がともに活躍できる環境づくり応援費」の事業運営について、集中的にヒアリングや委員会審議を行った。

札幌市では、仕事と子育ての両立を支援するため、平成20年から、ワーク・ライフ・バランス推進事業を実施し、ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業を独自の基準で認証するなどの取組を行ってきたが、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の制定を受け、ワーク・ライフ・バランスと女性活躍の双方に積極的に取り組む企業を対象に、平成30年に新たに「札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業認証制度（以下、「企業認証制度」という。）を創設した。

現在、この企業認証制度の認証取得企業数を活動指標（アウトプット）に置き、認証取得企業を増やすことに注力されているとのことであるが、実態を確認すると、職種別では、札幌市の工事契約上の優遇措置があることから建設業が全体の約3割を占

めているほか、3つの認証基準のうち、取得が比較的容易なステップ1が全体の約半数を占めている等、偏りがみられる。一方で、認証取得企業がどの程度女性活躍に貢献しているかの効果分析を十分に行っていないのが現状である。

これらの状況を踏まえ、制度の創設から一定の年数が経過した現状においては、いかにこの認証制度が女性活躍の推進に効果を発揮しているかの検証を行うことが先決であると考える。その上で、認証制度自体の在り方や、認証制度以外も含む女性活躍推進の在り方について見直しを含む検討を行うことが必要ではないかと考える。

また、本事業では、活動指標を「認証取得企業数」や「フォーラムやイベント時の男性参加率」と置き、成果指標を「男性は仕事、女性は家事や育児という考え方賛成の人の割合」としている。ヒアリング時には、認証取得企業が増えることにより、企業の人手不足の解消、優秀な人材の確保、労働生産性の向上、男性の長時間労働の解消、女性の職域拡大、女性役員の増加といった効果に結び付き、ひいては、成果指標に示す、性別役割分担意識の解消に繋がる、との見解であったが、活動指標と成果指標、さらには、既存の事業内容と当該事業の目指す姿との因果関係が論理的に整理されておらず、企業認証制度など既存の取組が、女性活躍推進にどのような役割を発揮すべきかの論理的な考察ができていない。さらに、成果指標を、性別役割分担意識の解消と設定しているが、市が目指すべき最終アウトカムとして目指すべきこと(例えば、性別役割分担意識の解消により具現化されることが期待される「女性正社員就業者数」など、より具体的なあるべき姿)と合致しているのか、何を目指し、どういった事業構築とすべきなのかの再検討が必要であると考える。

② 部署間の連携について

今回、評価対象として取り上げた3事業のほかにも、札幌市の各部局はもとより、他の関係機関においても、女性活躍推進等を目指し、企業向け・市民向けの各種事業が実施されている。

これら札幌市が行う事業についても、「男女がともに活躍できる環境づくり応援費」と同様、効果分析や目指すべき姿に対し、現状の事業内容は論理的に説明ができるかについての評価・検証はしっかりと行っていただく必要がある。

その中でも特に、フォーラムやイベント等の啓発事業は、異なる事業目的という名のもと、別々の部署で同種の内容が実施されているケースが散見される。例えば、

「男女がともに活躍できる環境づくり応援費（市民文化局）」では、家事・育児シェア啓発のための冊子・動画を作成しているが、「父親による子育て推進費（子ども未来局）」でも、父親の子育て参加の意識啓発のためのポスターや動画を作成しているとのことである。このように、ともすると市役所内の縦割り文化の中、異なる部局で、それぞれの事業内容を認識せず、結果的に同じような内容の取組を行っていることが散見されるものと推測するが、より効率的・効果的な事業執行に向けた検討・改善は絶えず行っていただくことが必要である。

ウ 指摘事項

「男女がともに活躍できる環境づくり応援費」については、まず、企業認証制度の実

施効果をしっかりと評価・分析した上で、その結果に基づき、例えば、認証取得企業への更新制度を設けたり、認証制度以外の異なるアプローチを企業向けに行うことなど、事業の在り方についての検討を行うこと。

なお、女性活躍推進に向けて、札幌市の施策・事業の実施を通じたあるべき姿と、それに基づき実施すべき事業内容については、論理的な分析ができていないことから、事業の成果を市民が分かりやすく認識できる指標（例えば、女性正社員就業者数・役員比率の増加、男性の長時間労働の削減等）を設定し、それに基づき札幌市として実施すべき事業の検討や、事業効果の検証を行うこと。

また、札幌市の異なる部署にて実施する女性活躍・子育て支援関係の各種事業においては、共同での事業の実施や実施規模の在り方、部署間の役割分担や体制等の在り方を検討し、市民や企業にとって分かりやすく、かつ効率的・効果的な予算執行となるよう工夫すること。

(2) 交通安全対策費

ア 事業の概要

【交通安全対策費概要】

事業名<所管部>		交通安全対策費 <市) 地域振興部>					
施策		—					
事業概要		札幌市交通安全運動推進委員会へ補助金を交付し、交通安全教育や地域の自主的な交通安全活動に対する支援などを行う。					
指標	指 標	指 標		R 2 実績	R 3 実績	R 4 目標	R 4 実績
	活動指標 1	交通安全教室実施の実施人数 (延数)		—	89,701	157,443	148,908
	活動指標 2	交通事故死者数 (R3 年度のみ 設定)		—	—	—	—
	成果指標 1	交通事故発生件数		—	4,061	4,515	4,428
評価対象事業の 予算・決算額		令和 3 年度	予算額	178,453 千円	令和 4 年度	予算額	178,421 千円
			決算額	166,806 千円		決算額	169,360 千円

イ 評価内容

札幌市では、昭和 37 年に「札幌市交通安全運動推進委員会（以下、「推進委員会」という。）」を設立し、各区役所にも「区交通安全運動推進委員会（以下、「各区推進委員会」という。）」を設置の上、幼稚園・保育園、小学校、老人クラブ等での交通安全教室の開催や、全国・全道の交通安全運動と連動した期別運動、地域の自主的な交通安全活動への支援・育成等を行っている。

このうち、各区推進委員会においては、平成 21 年度までは、事務局長 1 名、事務局次長 1 名、交通指導員 4 名の体制であったが、平成 21 年度以降順次配置職員数の見直しを行い、現在は各区とも、事務局長 1 名、交通指導員 3 名の合計 4 名の人件費を、本事業内にて措置している、とのことである。

推進委員会の主要事業は、交通安全教室のことであり、令和4年度は、幼稚園・保育園に合計413回（対象：24,047人）、小学校248回（対象：86,948人）、老人クラブ81回（対象：2,049人）のほか、中学校・高校各2回、その他団体14回に、当該教室を実施しているとのことである。

本事業では、活動指標を「交通安全教室の参加人数」、成果指標を「交通事故発生件数」と設定しており、交通安全教室は、小学校以下の子どもや高齢層をターゲットに教室を開催しているとのことであった。一方、現状では、教室の実施前後の効果分析が行われていないため、交通安全教室の実施と交通事故件数の推移を論理的に関係づけて説明することは難しい状況である。

交通安全教室は、市民が交通ルールを学び、交通安全に意識を向けるようになることを目的とした大切な事業であると考えるが、我が国全体としては、技術の進歩により交通事故自体は減少しているところであり、持続可能な事業の運営を見据えていく中で、例年、同じ手法で運営していくのではなく、例えば、交通事故データの分析等を行い、必要な年齢層に必要な教室を手厚く行ったり、有益な事業を行ったりするなどの工夫をしていくことも必要ではないかと考える。例えば、幼稚園・保育園・小学生世代よりも、高齢世代に事故が発生するケースが多いのであれば、これらの層に対する取組を充実させが必要ではないかと考える。

また、各区において、幼稚園・保育園や小学校の数に差があるにも関わらず、各区とも推進委員会は一律の体制で運営されているため、運営実態について確認を行った。回答としては、各小学校においては、カリキュラムを工夫の上、全学年の児童が受講できるようにしている一方、幼稚園・保育園においては、施設数が少ない区は年間2回教室が実施できているものの、施設数の多い区は年間1回のみしかできていない、といった状況であるとのことであった。

このような状況を踏まえ、各区において生じている差異を縮小しながらより効率的に事業を行うため、例えば推進体制を集約し、規模が小さい区は複数区を担当したりするなどして、改善を図るべきではないかと考える。その際、約1億7,000万円という本事業費のうち、約1億1,000万円が人件費であることを考慮すると、各区に設置する職員ポストの在り方など本組織体自体のスリム化の検討も行うべきである。

ウ 指摘事項

各区にて実施する交通安全教室等の実施事業について、既存の統計データや教室実施後の行動変容等の分析を行い、どういった年齢層にどのような教室を行うべきか、あるいは教室以外の手法も含めた事業内容についても検討を行い、交通事故の低減に向けて効果的な事業内容となるよう、柔軟な事業構築を行うこと。

併せて、全市・各区の交通安全運動推進委員会の組織体制の見直しを検討し、全ての区に一律で事務局長1人・指導員3人を配置するのではなく、事業実施の規模等、実態に見合った組織体制について、各区の事務局長ポストの在り方も含め、見直しの検討を行うこと。

(3) 文化振興関係（文化芸術振興費、さっぽろ天神山アートスタジオ運営管理費、500m美術館運営費）

文化振興に關係する3つの事業について、併せて評価を行った。

ア 事業の概要

【文化芸術振興費概要】

事業名<所管部>		文化芸術振興費 <市) 文化部>						
施策		—						
事業概要		市民ロビーコンサートの開催、札幌芸術賞・札幌文化奨励賞の贈呈、おおば比呂司記念室運営管理及び札幌市民芸術祭をはじめとした事業への補助の実施。 <参考>文化振興関係 6団体への補助額 市民芸術祭 12,640千円、札幌美術展 2,573千円、札幌文化団体協議会 2,144千円、北海道演劇財団演劇製作公演等事業 3,430千円、写真文化振興事業 1,677千円、能楽振興事業 2,000千円						
指標			指 標		R 2 実績	R 3 実績	R 4 目標	R 4 実績
	活動指標 1		文化芸術行事に対する名義後援申請件数		—	845 件	1,000 件	1,073 件
	活動指標 2		市民ロビーコンサート開催回数		—	3回	12回	10回
	成果指標 1		市民ロビーコンサート入場者数		—	117 人	720 人	472 人
評価対象事業の予算・決算額		令和3年度	予算額	61,902 千円	令和4年度	予算額	61,902 千円	
			決算額	38,399 千円		決算額	35,366 千円	

【さっぽろ天神山アートスタジオ運営管理費概要】

事業名<所管部>		さっぽろ天神山アートスタジオ運営管理費 <市) 文化部>						
施策		将来を担う創造性豊かな人材の育成・活用						
事業概要		アーティストが滞在しながら制作活動を行うための施設を管理運営し、アーティストの滞在制作を支援するとともに、アーティストと市民との交流を促進し、文化芸術の振興を図る。						
指標			指 標		R 2 実績	R 3 実績	R 4 目標	R 4 実績
	活動指標 1		AIR拠点としての事業ログラム		3	3	3	3
	成果指標 1		滞在スタジオ利用率		37%	35.4%	70%	59.7%
	成果指標 2		AIR拠点としての事業ログラム参加者数(延べ)		573 人	54 人	1,000 人	1,792 人
評価対象事業の予算・決算額		令和3年度	予算額	42,314 千円	令和4年度	予算額	44,368 千円	
			決算額	41,381 千円		決算額	44,250 千円	

【500m美術館運営費概要】

事業名<所管部>		500m美術館運営費 <市) 文化部>				
施策		一				
事業概要		地下鉄駅コンコースをアーティストの発表の場として提供し、市民が芸術作品に身近に触れる機会を創出するとともに、札幌の文化芸術を内外に向けて発信する。				
指標	指 標		R 2 実績	R 3 実績	R 4 目標	R 4 実績
	活動指標 1	企画展開催数		1	4	4
指標	成果指標 1	鑑賞者アンケート展覧会内容 「良い」「まあ良い」回答割合		集計なし	74%	80%
	評価対象事業の 予算・決算額	令和3年度	予算額 決算額	12,087 千円 11,230 千円	令和4年度	予算額 決算額
						12,087 千円 12,025 千円

イ 評価内容

① 文化芸術振興費について

文化芸術振興費は、各種文化振興事業が複合化されたものであるが、委員会では、事業費全体の約半額を占める文化振興関係6団体への補助金について、評価を行った。

同補助金は、文化芸術活動を進行し、奨励することを目的に文化芸術団体等に補助しているものであり、平成18年度以前は12団体へ補助を行っていたところ、同年に6団体への補助は廃止を決定し、それ以降は、現在の6団体に補助を行っているとのことである。

これらの各団体への補助金の支出は、各団体にとって、また、各団体が実施する文化振興事業の鑑賞を楽しみにされる市民にとっては、貴重なものと考えられる。一方で、現状ではかなりの長期にわたって同一団体に補助金を交付し続けているところであります。まずは、これらの補助金が、札幌の芸術文化振興にどの程度貢献しているかの検証を行うことが必要と考えられる。これらの検証度合いによっては、補助金交付団体や交付額等を固定的とするのではなく、切り替えていくことも検討の一つであると考えられる。

併せて、例えば補助要件の一つに、補助金交付団体が小中学生など子どもたちと交流することを加えるなど、より多くの市民に恩恵がある仕組みを検討すべきである。

② さっぽろ天神山アートスタジオ運営管理費について

さっぽろ天神山アートスタジオは、平成26年に開設したスタジオで、札幌市の規則では、「文化芸術活動を行う者に対して、美術、音楽、工芸、演劇、舞踏その他の文化芸術に関する創作活動の場を提供するとともに、当該文化芸術活動を行う者と市民との交流を促進し、市民の創造性を高め、本市における文化芸術の発展を図ること」が目的として定められている。令和4年度時点で滞在アーティストの約9割が、札幌市外に居住されている方であり、札幌市として、これらの方の研究・創作活動を、施設の滞在面で支援しているとのことである。

一方、同施設の目的にも記載がある、滞在期間中のアーティストと市民との交流に

については、施設利用の要件にはしていないとのことであるが、規則の文言からは、全ての滞在アーティストと市民との交流を必須としていくべきではないかと考えられる。また、本施設の維持管理費に年間4,000万円程度を投入する中で、アーティストが本施設に滞在し、自らの作品の研究・創作活動を行うことのみが主体であるとするならば、市民から本事業の意義についての納得感は得られないのではないか、と考える。例えば、滞在中に絵画の市民向けの教室を行うことを必須とする、アーティストが創作した作品の一部を、市や学校に寄贈していただくなど、市民がメリットを享受できる仕組みを構築することも必要であり、施設の在り方も含めた見直しを検討すべきである。

③ 500m美術館運営費について

本美術館は、平成23年11月に地下鉄大通駅からバスセンター前駅までの間の地下コンコース内に設置されたものであり、年に4回の会期を設け、ガラスケースでは4回、ウォールゾーンでは2回の展示を行うこととされている。また、設置目的としては、普段美術館に足を運ばない方でも札幌の芸術作品に触れる機会を提供すること、アート人材の流出抑制及び地域の活性化を促し札幌独自の文化芸術を内外に向けて発信すること、国内外の作家の作品展示により札幌のアートシーンに刺激を与えること、以上の3つを掲げ運営されているとのことである。

上記の目的を踏まえ、札幌市では年間1,200万円の事業費の大部分を受託業者への企画立案経費として支出し、事業運営を行っているとのことであるが、目的自体が多岐に及ぶ為、美術館の目指す姿と現在の企画内容との関連を見出すことが難しい状況である。また、この美術館の鑑賞を目的に来場する方がどの程度いるかなどの効果分析が十分に行われておらず、市が設定する目的達成に貢献する美術館として多くの市民に評価をいただける施設になっているかというと、疑問である。札幌市ではWEBアンケートの結果、美術館鑑賞者のうち約9割の方が展覧会の内容を評価すると回答した、としているが、予算規模を明示した上で、不特定多数の対象者に市民アンケートを実施すると、異なる結果になることも想像できる。

したがって、本美術館のあるべき姿や目的を、市民に理解いただけるよう再設計した上で、その目的に即した施設用途となるよう、施設の在り方や予算の執行手法について見直しを検討すべきではないかと考える。

ウ 指摘事項

文化芸術振興費における6団体への補助金交付については、将来にわたり同じ補助形態を継続するのではなく、例えば、札幌の文化芸術振興への貢献や市民への成果の還元といった目標設定を行い、事業効果を検証すること。併せて、必要に応じ補助金交付団体や交付額等の切替え等も行い、効果的・効率的な補助制度となるよう検討すること。

さっぽろ天神山アートスタジオ運営管理費については、滞在アーティストへの宿泊支援が中心であるが、規則の文言に照らし、市民がメリットを享受するため、滞在アーティストと市民との交流は必ず行うようにしていくべきである。併せて、本施設でのアーティストの研究・創作活動等の意義について、市民の納得感が得られるよう検証するな

ど、施設の在り方も含めた見直しを検討すること。

500m美術館運営費については、現在の運営状況において、札幌独自の文化芸術の発信やアートシーンへの刺激という目的に十分貢献しているとは言い難いことから、美術館のあるべき姿や目的を再設計した上で、その目的に即した施設用途となるよう、施設の在り方や予算の執行方法について再検討すること。

(4) 区福祉の相談窓口運営費

ア 事業の概要

【区福祉の相談窓口運営費】

事業名<所管部>		区福祉の相談窓口運営費 <保) 総務部>				
施策		一				
事業概要		各区役所にコンシェルジュ（案内員）を設置し、来庁者の用件を聞き取り、適切な窓口へ案内・誘導するほか、混雑時のフロア整理や手続に必要な書類・持参品の確認、定型的な申請書等の記載サポートを行う。				
指標	指 標		R 2 実績	R 3 実績	R 4 目標	R 4 実績
	活動指標1		案内員による市民の案内件数	357,386	370,678	400,000
	成果指標1		設定なし			
評価対象事業の 予算・決算額	令和3年度	予算額	24,495 千円	令和4年度	予算額	25,900 千円
		決算額	25,548 千円		決算額	25,900 千円

イ 評価内容

本事業は、各区役所の保健福祉関係のフロアにコンシェルジュ（案内員）を配置し、来庁者を適切な窓口へ案内・誘導するほか、各窓口と連携し、手続に必要な書類・持参物の確認、申請書等の記載サポート等を行っているとのことである。

活動指標に設定している区役所ごとの実績数を確認すると、令和4年度において最も案内件数が多かったのが南区であり、これは北区の約2倍、清田区の約3倍の規模となっているなど、人口規模や来庁規模との相違があり、各区均一的な業務が行われていない、又は、各区でカウント手法が異なるなど、何らかの問題があるものと思われる。

また、本事業は成果指標が設定されていないが、本来は、案内員が、市民の課題解決にどう貢献したかをアウトカムとして設定することが必要であり、市民の待ち時間の解消や市民が抱える疑問等への解決度など、本事業の成果をモニタリングできる指標設定を行うことが必要である。

さらに、札幌市では、令和4年度以降、全ての区役所の1階部分に、総合案内及びおくやみ窓口を設置したことである。今回評価対象とした案内員は、区役所の構造によって、1階に配置している区もあれば、2階・3階など、総合案内とは異なるフロアに配置している区もあるが、総合案内にも案内員が常時配置され、来庁者への応対案内、必要な手続や担当窓口の案内をしていることを考慮すると、機能面での重複が見られるところであり、市民の課題解決に資する役割、機能を検討すべきである。

ウ 指摘事項

活動指標である「案内員による市民の案内件数」については、カウントにバラつきがあると考えられること、また、本来は市民の課題解決への貢献度合いとして、例えば待ち時間の解消や市民への申請サポートなどの貢献度を成果指標として設定すべきであることから、本事業の在り方を見直し、市民の課題解決に資する、るべき案内機能についての手法を検討すること。

併せて、各区役所に設置している総合案内との機能面での重複や役割分担を踏まえ、例えば長期的には、ワンストップで市民の課題解決が担えるような運用を、総合案内の所管部局とともに検討するなど、区役所全体として来庁者の課題解決に資する手法について検討すること。

(5) はり・きゅう・マッサージ施術料助成費

ア 事業の概要

【はり・きゅう・マッサージ施術料助成費概要】

事業名<所管部>	はり・きゅう・マッサージ施術料助成費 <保) 保健医療部>					
施策	一					
事業概要	65歳以上の市民からの申請を受け、市の登録施術所での施術（健康保険適用外に限る）に利用可能な助成券（1枚につき1,000円助成）を1人につき5枚交付する。					
指標		指標	R 2 実績	R 3 実績	R 4 目標	R 4 実績
	活動指標 1	助成券申請者数	1,887	2,520	2,430	2,310
	成果指標	設定なし（健康寿命延伸や受診率向上に係る定量的な効果把握が困難なため）				
評価対象事業の予算・決算額	令和3年度	予算額	10,000千円	令和4年度	予算額	12,532千円
		決算額	6,763千円		決算額	7,481千円

イ 評価内容

本事業は、昭和37年に制度が創設され、国保加入者に限定して事業を行っていたところ、平成26年に国保運営協議会にて、広く市民を対象とすべき、市民の健康増進を目的とすべき、年齢・回数・補助額等の条件を設定するべき、との提言を踏まえ、平成30年度より、現在の制度運用を続けているとのことである。

現在の事業運営は、高齢者の健康保持・増進、健康寿命の延伸を目的としている一方で、成果指標は「高齢者の健康保持増進や受診率向上に係る定量的な効果把握が困難である」とされており、このことは、本事業の意義について、市民に対する説明責任が十分に果たせていないとも言えるのではないかと考える。

また、本事業は、申請して施術を受けた方への一定の貢献はあるものと考えるが、札幌市の65歳以上の人口が約55万人であるのに対し、申請者は約2千人程度と、0.4%とごく少数の市民の方にのみ受益がある制度となっている。併せて、助成券の申請者のうち約50%の方が、申請券を全て使い切っている一方、1枚も使っていない方も約25%いることで実際の利用者の偏在はさらに高く、制度運用面の課題も見られるところで

ある。

以上のように、誰を対象にどのような成果を目指すのかといった点が明確ではない本事業については、財政状況が厳しく、少子高齢社会の進展に伴う様々な福祉ニーズの高まりを受けて新たに実施すべき課題が山積する札幌市において、継続的に事業を実施することについては、慎重にならざるを得ないと考える。

ウ 指摘事項

札幌市として事業の効果を把握することができず、高齢者一部の方にしか受益がない制度となっており、市民への説明責任が十分果たせないのであれば、本事業は廃止すること。その上で、例えば、健康リスクの高い層、低所得者層、健康寿命延伸に結び付く事業など、より実施効果が見込まれる他の事業に、本事業が要していた財源を振り向けていくこと。

(6) 国際交流施設関係（札幌国際交流館、札幌留学生交流センター）

国際交流に関する2つの施設について、評価を行った。

ア 事業の概要

【札幌国際交流館】

①施設概要

施設名 〈所管部〉	札幌国際交流館〈総〉国際部		指定管理者	札幌国際交流館 ウエルネス パートナーズ	
所在地	札幌市白石区本通 16丁目南	開設日	平成8年4月	延べ床面積	3,808.92 m ²
目的	市民と外国人がスポーツ、文化活動等を通じて相互理解及び親善を深めることにより、国際交流を推進し、もって本市の国際化に資すること。				
事業概要	(1) 市民と外国人の交流の場の提供 (2) スポーツ、文化活動等による国際交流に関する事業 (3) 施設を使用に供すること (4) その他施設の設置目的を達成するために必要な事業				
主要施設	体育室(738 m ²)、プール(25m×4コース)、トレーニングコーナー(132 m ²)、ランニングコース(1周約100m)、ライラックホール(200人収容)、交流サロン(56 m ²)				

②施設利用者

区分	令和3年度			令和4年度		
	計画	実績	達成度	計画	実績	達成度
個人利用	プール	46,950	22,163	47.2%	4,670	2,777
	体育室	28,400	9,433	33.2%	4,600	992
	総合利用	50	2	4.0%	10	0
専用利用	プール	0	0	-	0	-
	体育室	5,800	4,600	79.3%	1,000	1,173
	ライラックホール	15,800	6,475	41.0%	1,000	273

③指定管理施設における予算・決算額（単位：千円）

区分		令和3年度			令和4年度		
		計画	決算	差	計画	決算	差
収入	指定管理収入	106,310	106,310	0	106,310	106,310	0
	利用料金	9,059	6,437	▲ 2,622	1,907	1,073	▲ 834
	その他	19,604	18,772	▲ 832	10,237	7,251	▲ 2,986
	自主事業収入	21,132	14,253	▲ 6,879	253	197	▲ 56
支出	指定管理業務支出	166,108	162,857	▲ 3,251	117,601	95,652	▲ 21,949
	自主事業支出	23,150	14,623	▲ 8,527	1,004	465	▲ 539
収入－支出		▲ 33,153	▲ 31,708	1,445	102	18,714	18,612

※上記の指定管理収入が、札幌市からの支出額となる。以下同じ。

【札幌留学生交流センター】

①施設概要

施設名 〈所管部〉	札幌留学生交流センター 〈総〉国際部		指定管理者	公益財団法人 札幌国際ブ ラザ	
所在地	札幌市豊平区豊平 6 条 6 丁目 5 番 35 号		開設日	平成 12 年 1 月	延べ床面積 5022.28 m ²
目的	留学生等に良質な宿泊施設を提供するとともに、市民と留学生等との交流の場を設けることにより、市民及び留学生等の相互理解並びに親善を深め、もって本市の国際化に資すること。				
事業概要	(1) 留学生等のために宿泊施設を提供すること (2) 市民と留学生等との交流の場を設けること (3) 会議室その他のセンターの施設（宿泊施設を除く。）を使用に供すること (4) その他センターの設置目的を達成するために必要な事業				
主要施設	宿泊室（100 室）、会議室、学習室、交流ラウンジ、軽スポーツ室、屋外自転車置場（144 台）				

②施設利用者

区分		令和3年度			令和4年度		
		計画	実績	達成度	計画	実績	達成度
单身居室	室数(室)	960	960	100.0%	960	960	100.0%
	件数(件)	589	505	85.7%	860	880	102.3%
	稼働率	61.4%	52.6%	85.7%	89.6%	91.7%	102.3%
世帯居室	室数(室)	240	240	100.0%	240	240	100.0%
	件数(件)	131	208	158.8%	220	190	86.4%
	稼働率	54.6%	86.7%	158.8%	91.7%	79.2%	86.4%

③指定管理施設における予算・決算額（単位：千円）

区分	令和3年度			令和4年度		
	計画	決算	差	計画	決算	差
収入	指定管理収入	12,675	12,675	0	12,675	17,956
	利用料金	29,422	28,568	▲ 854	41,881	40,706
	その他	231	0	▲ 231	231	0
	自主事業収入	0	0	0	0	0
支出	指定管理業務支出	58,840	59,177	337	63,338	67,429
	自主事業支出	0	0	0	0	0
収入－支出		▲ 16,512	▲ 17,934	▲ 1,422	▲ 8,551	▲ 8,767
						▲ 216

イ 評価内容

① 札幌国際交流館について

札幌国際交流館は、JICA（国際協力機構）の札幌への誘致を視野に入れ建設が進められ、平成8年に開設した建物であり、市民と外国人とがスポーツ、文化活動等を通じて相互理解及び親善を深めることを目的とされている。

一方、本施設は、基本的には、ジム、プール、ホールといった形態であり、海外からの研修生等とのスポーツを通じた交流等も見られるかもしれないが、現状では、メインの施設であるジム等については、新型コロナウィルス感染症流行前の利用者数約7万人のうち、海外研修生・留学生の利用は約800人程度と限定的であり、利用者の大半は交流せず単独でジム等を利用している状況と見受けられる。なお、指定管理者により各種交流事業も企画されているが、この施設でなければ実施できないかというと、必ずしもそうは言えないのではないかと考える。

札幌市では、国際交流面において、多文化共生事業を推進していく必要があるとしているが、本施設による国際交流の位置付けが曖昧であり、また、同一区には公共の体育館やプールもある中で、年間1億円程度、指定管理費用を要する本施設を、将来にわたって国際交流施設として所有し続けていくのは難しいのではないかと考える。

なお、本施設は公共施設という関係から、利用料金の設定は他の類似の民間スポーツジムなどよりも安価な設定となっているが、その妥当性については、公平性も含め隨時検討を行っていただくことが必要と考える。

② 札幌留学生交流センターについて

札幌留学生交流センターは、現在約90世帯の留学生が居住しており、高い稼働率のもと、留学生の生活支援等に貢献していると評価する。

一方、同センターが設置された平成12年当時においては、まだ留学生自体が少なく、良質で低廉な公的宿舎の提供も意味があったと考えられるが、直近では、札幌市においても3,000人を超える留学生があり、今後も拡大が見込まれる状況にある。各大学での支援や、民間による受け皿もある中で、札幌市として箱モノである当施設を所有し続けるのが妥当なのかは、将来のグローバル化の状況を見越した国際交流施策の優先度や、今後施設を所有し続けることで発生する経費面でのリスクなどを総合的

に勘案の上、札幌市として施設の将来的な在り方についてしっかりと検討することが必要と考える。

なお、同センターは、事実上、入居期間の制限等は無いとのことであり、留学生の選定も先着順であるとのことから、入居が実現した方や施設の管理者にとって運営上のメリットがあるものの、公共施設としては、ややもすると公平性を欠く可能性があるので、この点については、隨時妥当性を検討していただくことも必要と考える。

ウ 指摘事項

札幌国際交流館については、現状の施設の設置目的のもと、札幌市が将来にわたって本施設を所有し続けることは、市民への説明が困難と考えられることから、当該施設の民間による利活用の可能性など、民間企業への意向調査等を実施するとともに、施設の利用を前提としない多文化共生・国際交流事業を推進するためにも、適当な時期に施設自体の廃止も含めた検討を行うこと。

札幌留学生交流センターについては、今後も留学生の増加傾向が続く一方で、民間主体の受入れも多くなってきた中で、多文化共生・国際交流事業を推進する上で、居住支援以外に必要となる生活支援策をしっかりと施策立案していくためにも、将来的には、適当な時期に、施設の廃止や家賃補助等のソフト事業への転換等も含めた検討を行い、必要な財源を他の有効な事業に振り向けていくことを検討すること。

(7) 札幌市保養センター駒岡

ア 施設の概要

【札幌市保養センター駒岡概要】

①施設概要

施設名 〈所管部〉	札幌市保養センター駒岡 〈保〉高齢保健福祉部		指定管理者	(社福) 札幌市社会福祉協議会	
所在地	札幌市南区真駒内 600-20	開設日	昭和61年4月	延べ床面積	3,769 m ²
目的	高齢者等の心身の健康と福祉の増進				
事業概要	休養ホームの施設を利用に供すること、高齢者等に対する生活相談、健康相談、社会参画・交流の場の提供				
主要施設	宿泊室、広間、浴室、レストラン、芝生広場、パークゴルフ場				

②施設利用者

区分	令和3年度			令和4年度		
	計画	実績	達成度	計画	実績	達成度
宿泊	人数(人)	7,304	3,835	52.5%	9,360	9,315
	部屋稼働数	3,053	1,725	56.5%	3,629	4,152
	稼働率(%)	53.0%	46.7%	88.1%	63.0%	72.1%
休憩	人数(人)	60,634	23,595	38.9%	77,400	48,000

③指定管理施設における予算・決算額（単位：千円）

区分	令和3年度			令和4年度		
	計画	決算	差	計画	決算	差
収入	指定管理収入	74,895	155,656	80,761	74,895	103,037
	利用料金	81,391	36,530	▲ 44,861	103,540	87,060
	その他	18,043	13,114	▲ 4,929	24,114	21,570
	自主事業収入	3,202	1,004	▲ 2,198	3,590	2,397
支出	指定管理業務支出	220,205	223,800	3,595	220,787	216,986
	自主事業支出	769	827	58	769	917
収入－支出		▲ 43,443	▲ 18,323	25,120	▲ 15,417	▲ 3,839
						11,578

イ 評価内容

札幌市保養センター駒岡は、昭和61年に開設され、その後、平成22年度に実施された行政評価（いわゆる「事業仕分け」）において不要と判断されたものの、多くの市民から廃止に反対する声が寄せられ、第三者による有識者会議を経て、平成25年9月に、本施設を存続させる方向性を定めた、「札幌市保養センター駒岡の活用に係る基本方針」が策定されている。併せて、平成28年度には、施設の大規模リニューアルが行われ、現在は、保養機能の充実・強化、高齢者・障がい者等の活躍の場の提供、コミュニティ醸成機能の維持・強化を役割として位置付けている。

このように、従来の高齢者の保養機能に、一部、福祉的な要素を加えた施設運営に努めていることであるが、現実の施設の利用実態としては、介護が必要な方としては明確な定義は無いが要介護2相当以下の方の受入れにとどまっていたり、閑散期には事業性も考慮し、旅行サイト等で高齢層以外も対象に、低廉な料金での滞在をアピールされておりするケースも見られるところである。

札幌市にて他の自治体の状況を確認したところ、類似の保養センター施設は廃止が進み、宿泊を伴うものは全国で4施設にとどまっているとのことであり、また、民間施設でも宿泊・保養機能は多く存在する状況からすると、本施設が担う役割についての市民の納得感が必要と考える。さらに、本施設は年間1億円程度の指定管理費用を要する状況にあること、また、温浴施設を含むため耐用年数が低いと想定されることから、遠くない将来多額の更新費用が生じる等の課題もあると考えられる。

今後も、高齢者が増加の一途にあることなどを踏まえると、市として、高齢層の休養目的の本施設を所有し続けることについては、慎重になるべきと言わざるを得ないと考える。

なお、短期的には、公共施設という関係から、利用料金の設定は他の宿泊施設・温浴施設より安価な設定となっているが、その妥当性については、市民感覚に照らし、公平性も含め隨時検討を行っていただくことが必要と考える。

ウ 指摘事項

高齢者の休養を目的とした本施設を将来にわたって所有し続けるには課題も多くあり、施設の利用を前提としない高齢者等の福祉施策を充実していくためにも、施設の耐用年

数や大規模改修の時期等を総合的に勘案し、適当な時期に、施設の存廃を含む在り方について、再度札幌市として検討すること。

(8) 札幌国際ユースホステル

ア 施設の概要

【札幌国際ユースホステル概要】

①施設概要

施設名 <所管部>	札幌国際ユースホステル <経)観光 MICE 推進部>		指定管理者	一般財団法人日本ユースホステル協会	
所在地	札幌市豊平区豊平6 条6丁目	開設日	平成12年4月	延べ床面積	1967.64 m ²
目的	主として青少年に対して健全な旅行を奨励するために低廉な使用料で清潔に規則正しく宿泊又は交歓させること				
事業概要	(1)宿泊室の提供 (2)集会のための会場の提供 (3)本市の歴史、風俗、文化、産業等の紹介 (4)その他ユース・ホステルの設置の目的にふさわしい事業				
主要施設	宿泊室(35室、120人収容)、集会・研修室兼食堂、浴室、駐車場(30台収容)、事務室				

②施設利用者

区分	令和3年度			令和4年度		
	計画	実績	達成度	計画	実績	達成度
人数(人)	14,100	3,127	22.2%	14,100	9,665	68.5%
稼働率(%)	32.0%	8.6%	26.9%	38.6%	26.5%	68.7%
客室稼働率(%)	60.0%	20.4%	34.0%	60.0%	52.8%	88.0%

③指定管理施設における予算・決算額(単位:千円)

区分	令和3年度			令和4年度			
	計画	決算	差	計画	決算	差	
収入	指定管理収入	0	19,177	19,177	0	10,822	10,822
	利用料金	53,204	12,153	▲ 41,051	53,204	36,803	▲ 16,401
	その他	5	6,914	6,909	5	4,918	4,913
	自主事業収入	4,906	922	▲ 3,914	4,906	3,000	▲ 1,906
支出	指定管理業務支出	53,248	38,156	▲ 15,092	53,248	52,462	▲ 786
	自主事業支出	4,843	1,081	▲ 3,762	4,843	2,941	▲ 1,902
収入-支出		24	▲ 1	▲ 25	24	140	116

イ 評価内容

札幌市では、かつては公設ユースホステルを2施設所有していたが、これらを廃止の上、平成12年に札幌留学生交流センターとの合築施設として、札幌国際ユースホステル

を移転・開設している。

施設の設置目的が、「青少年に対し健全な旅行を奨励するため低廉な使用料で清潔に規則正しく宿泊・交歓させること」であることに対し、実態としては、学生等が合宿で利用するケースも多くある一方、青少年の利用は全体の3割程度にとどまっているとのことであり、施設の設置目的と現実の利用状況との乖離が見られるところである。

近年、ゲストハウスや民泊など、低廉で多様な宿泊施設が増えている状況からすると、将来にわたって札幌市が本施設を所有し続けるのは、市民の理解が得られないのではないかと考える。

なお、本施設の指定管理費用は、利用収入で賄うことを想定し、予算上は0円であるものの、コロナ禍で急激な需要低下があった際には市からの財政負担が生じたり、今後は、大規模改修などの財政的なリスクが生じたりすることもあり、この点からも、施設を所有し続けることは慎重になるべきではないかと考える。

ウ 指摘事項

施設の設置当初からは時代が変遷し、民間運営による低廉で多様な宿泊施設が増加している状況を踏まえ、施設の耐用年数や大規模改修の時期、あるいは、民間への売却のニーズ等を総合的に勘案し、適当な時期に、本施設の廃止を含めた検討をすること。

2 市が所有する公共施設の評価

本年度の委員会では、札幌国際交流館、札幌市留学生交流センター、札幌市保養センター駒岡、札幌国際ユースホステルの4施設について、当該施設の設置目的や利用実態等を踏まえ、前項で示すように個別に評価を行った。

一方、これらの施設は、札幌市の公共施設のうちのごく一部であり、評価の検討過程においては、他の多くの施設においても汎用的に指摘すべきと考えられる事項が生じたため、本項において改めて問題提起をするものである。

(1) 札幌市の公共施設の現状

学校や市営住宅、市役所庁舎等を始め、札幌市の公共施設の多くは、人口の増加や政令指定都市への移行を契機とした、1960年代・1970年代から急激に増加している。公共施設全体の約6割が建築後30年以上を経過しており、更新需要が本格化する中で、札幌市では、国から策定要請のある「公共施設等総合管理計画」に相当するものとして、「公共施設等に関する基本的な方針（正式名称：札幌市市有建築物及びインフラ施設等の管理に関する基本的な方針（平成29年3月策定、令和元年12月改訂））を策定し、下記の基本的な方針を定めている。

公共施設等に関する基本的な方針

- ①点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策等に活かしていく。
- ②維持管理・修繕・更新等については、長寿命化を図るなどトータルコストの縮減・平準化を目指し、計画的に実施する。
- ③公共施設等の平常時の安全だけでなく、災害時の機能確保の観点も含め耐震化を図る。
- ④公共施設等の廃止・更新は、利用状況及び耐用年数等を踏まえ検討する。特に建築物については、複合化・用途転用に加え、民間施設の利用や合築等についても検討する。
- ⑤公共施設等の更新や改修時には、これまで進めてきたバリアフリー化の取組に加え、ユニバーサルデザインの導入も必要に応じ進めていく。

一方、今回取り上げた施設においては、札幌留学生交流センター及び札幌国際ユースホステルが平成12年度建築（築22年経過）、札幌国際交流館が平成8年度建築（築26年経過）と、比較的年数の若い建物を取り上げたところである。

おそらく、公共施設の設置がピークを迎えた政令指定都市移行後も、バブル経済期、バブル崩壊後の景気対策期において、その時勢における判断により、各種公共施設の整備が続けられ、一貫して施設数は増加傾向にあるものと推察される。

上記基本方針の④において、施設等の廃止・更新は、利用状況及び耐用年数等を踏まえ検討することとされている。一方、昨今、グローバル化やデジタル化など急速に社会経済情勢が変化しており、また、札幌市としても福祉ニーズ等に応えるべく様々な行政課題に着手する必要がある中では、耐用年数等に拘らず、適正な評価・検証を行うことで、市民感覚に照らして行政として公共施設を所有し続けることが妥当なのか、民間活用など他の手法により代替できないかといった議論を総じて行う必要があると考えるものである。

(2) 公共施設を所有し続けることの意義、リスク及び課題

学校や病院、社会福祉施設をはじめ、市が公共施設を所有することは、市民サービスを持続的に提供していく上で必要不可欠であり、また、市民にとっても、多様な公共施設があることで、比較的低廉な料金のもと、安心して利用できるという意義を有している。

一方で、それを所有することで、以下のようなリスク・課題を内包していることに着目する必要がある。

① 施設運営に要するコストの増大

施設のライフサイクルコスト（施設を建設し、維持運営し、壊すまでのトータルコスト）の内、建築コストは約3割と言われている。逆に言えば、施設を建設した費用の2倍強の費用を維持管理費として支払い続ける必要があることを意味している。これは、札幌市が施設を手放すまで生じ続け、かつ施設が古くなればなるほどその費用が増加する点を忘れてはならない（後述するように定期的な修繕が必要な他、老朽化した空調や照明、トイレ等の設備はより多くの電力や水等を要するため）。

② 大規模修繕等のリスク

施設耐用年数だけではなく、必ず大規模修繕（外壁の塗装の見直し、コンクリートのひび割れの修繕等）が発生する。特に、プールや温浴施設等の水を用いる施設はポンプなどの機材の老朽化が施設の耐用年数よりも短く別途更新が必要なほか、建物の躯体自体の劣化も激しく修繕により多くのコストが生じることに留意が必要である（特に雪が多い札幌市は環境面でも施設に負荷がかかりやすい点もある）。そのため、仮に現状指定管理費が0円であったとしても、これらの更新に多くの費用が生じるというリスクは生じることを織り込んでおく必要がある。

③ 時代背景から見た施設の意義の変化

時代の流れは加速化しており、20年も経てば、時代背景からみて施設の意義が変わってしまうこともあり得る。本年度取り上げた、札幌留学生交流センターは、設立当時は、留学生の滞在施設の供給が十分ではなかったために建設されたと思われるが、現在は、本センターの収容人数を大きく上回る留学生が、大学や民間が提供する住宅で生活できるようになっており、ニーズが変わってきている。

④ 公平性の観点での懸念

公的施設は、どうしても特定の地域にお住まいの住民や、当該施設に関心が高く利用頻度の高い市民を中心とした施設利用形態になりがちであり、特定の市民に便益があるような施設となってしまう可能性がある。

⑤ 施設運営の担い手の縮小

施設を所有するだけで、近年、光熱水費の増加、労務単価（受付や警備等）の増加などもあり、経営を圧迫する可能性がある。加えて、近年の労働人口の減少から、指定管理者の受託先が無くなる等の問題も想定される。実際に、いくつかの自治体でこのような問題が発生し、直営に戻す等の対応も取られているが、既に市役所本体も余剰人員や運営ノウハウが失われつつある部分もあり、完全な受け入れは既に困難となっている。

これらの実態を踏まえ、将来的な財政悪化が懸念される状況下において、公共施設を所有し続けるには、課題を内包していることに留意し、施設の適正化を図り、必要不可欠な

施設以外をできるだけ圧縮していくことを検討することが望まれる。

(3) 公共施設の評価・見直しに関する考え方

札幌市においては、「公共施設等に関する基本的な方針」を策定し、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を図っている。

一方で、やや現状の施設やその機能を維持する形に重きが置かれている部分もあると考えられることから、下記の視点も加え、評価・見直しを行うことが期待されるところである。

① 時代背景や施設機能の代替可能性の視点

施設の設置当初に設定した目的が、現在の社会情勢においても変わらず必要と言えるか、そもそも、目的に照らしたときにそれに即した施設運営がなされているか、といった政策的な視点からの見直しを行う。その際、施設の利活用を前提としなくとも、同等レベルのソフト事業等によりサービス提供が可能である場合は、積極的な見直しを検討する。

② エリア内の施設偏在性の視点

「公共施設等に関する基本的な方針」において、各施設の状況の可視化は一定程度行われているが、同一エリア内の同じ機能を担う施設偏在性（例えば、本委員会で取り上げた「札幌国際交流館」のような体育館・プール機能を有する公的施設は、白石区内にはそれぞれもう一か所ずつある）、代替可能性（貸館機能を担う公民館と交流センター等が近隣に存在する等）についてはよりシビアに見直す。

③ 民間活力の積極的な導入の視点

長寿命化を前提としつつ、改修・更新時には、その時点での施設の政策的な意義や機能を再検証し、施設の躯体自体の耐用年数の範囲内だとしても廃止、民間委譲・民間活用等ができるいか検討する。特に民間活力の導入手法については様々な手法があり、官民連携のまちづくりの上で、市側から課題提起することも必要である。

併せて、公共施設の所有資産の活用という観点から、無駄な部分の徹底的な見直しや施設の全部又は一部の貸付、より実態に即した利用料等の設定、広告媒体などの活用、他の公共用途への転用などを検討する。

④ 外部専門家による評価・検証の実施

公共施設マネジメントの運営状況の評価は、専門的な視点を有する場合があり、必要に応じ、外部有識者からなる検討会議にて施設の状況を評価・検証する。

(4) 公共施設の観点から見た持続可能な行政運営に向けての提言

ここまで整理してきたように、公共施設は所有し続けることで建設費用の2倍以上のランニングコストを長期にわたり生じさせ、自治体における財政を圧迫する性質を有している。特に札幌市においては、政令市になったタイミングや、高度成長期に計画され、1990年代に建設された施設も多く、今後財政上の負担になっていくことを前提に、るべき姿を再検証していくことが必要である。

特に、これらの施設については本委員会で取り上げた施設のように、建設当時には必要

であったものの、現在は政策的なニーズが薄れてきている施設等も少なからず存在していると考えられることから、耐用年数に到達している、到達していないにかかわらず、そもそも論で施設が必要か否かについて、政策的な視点からの見直しを行うことも重要である。

また、これらの施設は、現時点では指定管理者制度等により単年度の財政負担がない、もしくはあまり多くない状況になっているため、現状あまり問題視されていない部分もあるが、近い将来大規模修繕などにより大きな財政負担を発生させることが予想されることから、耐用年数だけに目を奪われず、大規模修繕等の財政負担をしてまでこの施設を所有し続ける必要があるか、見直しを図っていく必要がある。

公共施設は利用者も多く、見直すことが難しいテーマの一つでもある。一方で繰り返し記述してきたように、長期的な財政負担が重いこともあります、今後も厳しい財政状況が予想される札幌市においては、より厳しく見直しを図っていくことが必要である。

これらの見直しは、行政評価委員会だけでは十分な議論を行うことが難しく、別途専門の委員会において議論されることが望まれる。特に、これまで十分に議論されてきたとは言い難い、施設自体の政策・施策への寄与や、設置目的と現状の社会情勢とをすり合わせた必要性等、本委員会で行われたような視点での見直しも行うことが期待される。

行政評価委員会の委員構成

委員長	ひらもと 平本 健太	北海道大学大学院経済学研究院 教授
副委員長	うちだ 内田 賢悦	北海道大学大学院工学研究院 教授
委員	いいだ 飯田 真奈美	政池・飯田法律事務所 弁護士
委員	こじま 小島 阜弥	(株)NTT データ経営研究所 社会システムデザインユニット シニアマネージャー
委員	たにぐち 谷口 雅子	谷口雅子公認会計士事務所 公認会計士
委員	ほんま 本間 あづみ	社会保険労務士法人 MIKATA 特定社会保険労務士

参考資料

行政評価制度については、札幌市公式ホームページに掲載しています。

- ・行政評価の結果

<https://www.city.sapporo.jp/somu/hyoka/kekka/index.html>



- ・行政評価委員会

<https://www.city.sapporo.jp/somu/hyoka/iinkai/index.html>



SAPPORO

令和5年度 札幌市行政評価 外部評価報告書

発行 札幌市総務局行政部改革推進室
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
電話 011-211-2061
URL <http://www.city.sapporo.jp/somu/hyoka/>